

## 令和5年中に家屋を新築・増改築・取り壊しされたみなさんへお知らせ

家屋の固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在に存在するものに課税されます。次のような場合は手続きが必要となります。

### ◆新築・増改築をしたとき

令和5年1月2日以降に新築・増改築された家屋は令和6年度から固定資産税・都市計画税の課税対象になります。課税のもととなる評価額を算出するため、家屋の構造、間取り、資材、建築設備などを確認する家屋調査を行います。

登記を完了された人から、順次連絡します。ご協力をお願いします。

### ◆取り壊したとき

登記されている家屋は法務局で滅失登記を行ってください。未登記の家屋は税務課 固定資産税第2係にご連絡ください。

※家屋を取り壊すと、土地の税額が変わる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

### ◆未登記家屋の所有者を変更するとき

売買や相続、譲渡などで所有者が変更になった場合は、税務課 固定資産税第2係に届け出が必要となります。

### ◆建物の登記について

建物を新築や増築、取り壊した場合には不動産登記法により登記をしなければならないと定められています。登記の手続きについては、奈良地方法務局 登記部門（☎0742-23-5230）にお問い合わせください。

問合せ＝税務課 固定資産税第2係（内線285）

## 「空き家相談会」を開催します (相談無料・要予約)

市内に空き家を所有されている人を対象に、空き家相談会を開催します。空き家の日常管理や賃貸・売買など、空き家でお悩みの人は、ぜひ申し込みください。

日時＝10月31日(火) 13時～16時

場所＝市役所3階304会議室

※相談会以外でも常設の相談員が空き家相談を電話にて受け付けています。連絡は下記指定相談窓口へ。

詳細・問合せ＝まちづくり戦略課 公民連携空き家利活用推進室（内線673）

市空き家バンク指定相談窓口：NPO法人空き家コンシェルジュ 檀原相談窓口（☎0744-35-6211・日曜を除く9時～18時）

## 片桐地区公民館 臨時休業のお知らせ

電気設備工事のため下記の期間臨時休業いたします。迷惑をおかけして申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

日時＝10月7日(土) 13時～8日(日) 終日

問合せ＝片桐地区公民館（☎52-3001）

## 児童手当の支払い

児童手当の令和5年6月分～9月分は、10月13日(金)に受給者の預金口座に振り込みます。14日(土)以降に入金を確認してください。

※次のときは、速やかに届出をしてください。

- ①児童の数が増減したとき
- ②振り込み口座の変更や解約をしたとき
- ③名前や住所を変更したとき
- ④受給者が公務員になったとき
- ⑤3歳未満の児童がいる受給者の年金区分が変わったとき

問合せ＝子育て支援課（内線522）

## 国民年金基金のご案内

～老後の備えのご検討に終身年金はいかがですか～

国民年金基金は、国民年金に基づいて運営され、『国民年金（老齢基礎年金）に上乗せして“老後にゆとりをプラス”する』公的な個人年金です。終身年金が基本で税制上の優遇措置もあり、安心してご加入いただけます。

加入対象＝20歳以上60歳未満の自営業者やフリーランスなど、国民年金の第1号被保険者及び、60歳以上65歳未満あるいは海外居住の国民年金任意加入者であって国民年金保険料を納付されている人（ただし、農業者年金加入者は除かれます）

### 国民年金基金 5つのメリット

- ①終身年金。だから、一生涯お受け取り。
- ②加入時に年金額が確定、掛金額も一定。
- ③掛金が全額所得控除の対象で、税金がお得。
- ④万が一の時にはご家族に遺族一時金も。（遺族一時金の無いB型タイプもあります）
- ⑤ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を自由に設定。

※詳しい資料をお送りしますのでお気軽に下記までお問い合わせください。

問合せ＝全国国民年金基金近畿支部フリーダイヤル（☎0120-65-4192）